

建設工事に係る一般競争入札事務処理要領

新	旧
建設工事に係る一般競争入札事務処理要領 第1条～第3条 略 (入札方式) 第4条 工事を発注する場合に適用する一般競争入札の方式は、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。 (1) 予定価格が5億円以上の工事 通常一般競争入札 (2) 予定価格が5億円未満の工事 一般競争入札(事後審査型) 2 前項(2)の規定にかかわらず、5億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合並びに特定建設工事共同企業体により工事を施工する場合に係る一般競争入札の方式は、通常一般競争入札とする。 第5条～第19条 略 附則 この要領は、平成8年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成23年5月9日から施行する。 附則 この要領は、平成26年1月1日から施行する。	建設工事に係る一般競争入札事務処理要領 第1条～第3条 略 (入札方式) 第4条 工事を発注する場合に適用する一般競争入札の方式は、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。 (1) 予定価格が3億円以上の工事 通常一般競争入札 (2) 予定価格が3億円未満の工事 一般競争入札(事後審査型) 2 前項(2)の規定にかかわらず、3億円未満の工事においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合並びに特定建設工事共同企業体により工事を施工する場合に係る一般競争入札の方式は、通常一般競争入札とする。 第5条～第19条 略 附則 この要領は、平成8年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成23年5月9日から施行する。 附則 この要領は、平成26年1月1日から施行する。

建設工事に係る一般競争入札事務処理要領

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和元年12月13日から施行する。 附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年11月1日から施行する。</u>	附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和元年12月13日から施行する。 附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年11月1日から施行する。</u>
建設工事に係る一般競争入札事務処理要領	建設工事に係る一般競争入札事務処理要領

一般競争入札参加資格設定要領 新旧対照表

新	旧
一般競争入札参加資格設定要領	一般競争入札参加資格設定要領
1、2 略	1、2 略
3 入札参加資格の設定 当該入札に応札が可能な業者数が20～30者以上を目安として、次に掲げる入札参加資格の設定を行う。	3 入札参加資格の設定 当該入札に応札が可能な業者数が20～30者以上を目安として、次に掲げる入札参加資格の設定を行う。
(1)、(2) 略	(1)、(2) 略
(3) 配置予定技術者の____施工実績 土木一式工事の場合、次のとおりとし、他の業種についても、これに準ずる。 _____ _____	(3) 配置予定技術者の <u>資格・施工実績</u> 土木一式工事の場合、次のとおりとし、他の業種についても、これに準ずる。 <u>ア 予定価格が8千万円以上の工事は、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技士を配置することを求める。</u> <u>イ 予定価格が8千万円未満の工事の下請金額が5千万円以上となることが想定される工事については、監理技術者資格者証を有する一級土木施工管理技士を配置することを求めることができる。</u> <u>ウ 予定価格3億円以上の工事は、アに加えて、配置予定技術者に企業の施工実績と同じ施工実績を求める。</u>
____ 予定価格5億円以上の工事は、____ 配置予定技術者に企業の施工実績と同じ施工実績を求める。	
(4) その他の入札参加資格項目 総合評定値又は総合数値 予定価格1億円以上のトンネル工事、PC上部工建設工事等については、必要に応じて経営事項審査の総合評定値又は総合数値を設定することができる。その他の業種については、その都度判断する。 _____ _____ _____	(4) その他の入札参加資格項目 <u>ア 総合評定値又は総合数値</u> 予定価格1億円以上のトンネル工事、PC上部工建設工事等については、必要に応じて経営事項審査の総合評定値又は総合数値を設定することができる。その他の業種については、その都度判断する。 <u>イ 特定建設業許可</u> <u>(ア) 下請金額が5千万円を超えることが想定される工事は、特定建設業許可を義務付ける。</u> <u>(イ) 予定価格が8千万円以上の工事は、原則として、特定建設業許可を要するものとする。</u>
附則	附則

一般競争入札参加資格設定要領 新旧対照表

この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附則 この要領は、平成28年11月15日から施行する。 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和7年2月1日から施行する。 附則 <u>この要領は、令和7年11月1日から施行する。</u> (参考) 略	この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附則 この要領は、平成28年11月15日から施行する。 附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附則 この要領は、令和7年2月1日から施行する。 — (参考) 略